

東かがわ市シティプロモーション戦略策定業務仕様書

1 業務名

令和7年度 東かがわ市シティプロモーション戦略策定業務

2 業務の目的

東かがわ市が持つ魅力（歴史や文化・手袋などの特産品・市の取組・住みやすい環境・食・人・自然環境など）を活かし、行政はもとより市民や市出身者・市内事業者及びそこに勤めている人など、本市と関わりを持つあらゆる人々や団体（以下「市民等」という。）が一体となって、市内外に向けた効果的・戦略的なシティプロモーション活動を継続して行うことで、市民等の「つながり」を強化し、東かがわ市に対する市民の愛着や誇り（シビックプライド）を醸成するとともに、東かがわ市の知名度や認知度の向上及びイメージの確立を図り、「住んでみたい東かがわ市」・「行ってみたい東かがわ市」をPRし、東かがわ市への地域愛着心を醸成し、若い世代に評価されることで移住・定住へ繋げることを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

次に掲げる項目及び受託予定者が提案した事項等を履行すること。

（1）東かがわ市シティプロモーション戦略策定支援等

① ブランド調査・現状分析など

東かがわ市に関する地域特性やイメージ、魅力や地域資源などについて客観的に現状把握をするために必要な調査・分析（手法は提案による。ただし費用対効果を考慮すること。）を行うとともに、地域経済分析システム（RESAS）等のビッグデータを活用し、課題の抽出・整理を行う。

② 情報収集及び情報提供

先進的な取組み事例、本市と競合する地域の実態把握、その他本事業に関連する有益な情報を収集・提供する。

③ 全市的、全庁的な意識醸成プロセスの提案及び支援

本事業を通じて、多くの市職員・市民等がこのプロジェクトに参加し、関心を深める機会をつくり、本事業の浸透を図る。

④ 東かがわ市シティプロモーション戦略の策定支援

上記①～③を基に、本市のシティプロモーションを効果的に行うための方針と具体的な方法・スケジュール等を示したシティプロモーション戦略の策定を支援する。なお策定支援にあたっては以下の点に留意すること。

ア 中（3年）・長期（5年）的に見通した実行性の高い戦略とすること。

- イ 市民等が気軽に、楽しみながら、継続的に取り組むことができる戦略とすること。
- ウ 本市の魅力の掘り起こしを外部視点（アンケート調査等）及び内部視点（市民等）から行うことを目的としたワークショップを実施するなど、策定に関わる者の意見を反映した戦略とすること。
- エ 全国的な外国人観光客の増加や瀬戸内国際芸術祭への参加など、東かがわ市を取り巻く外的要因も考慮した戦略とすること。
- オ 戦略に関する理解を深め、事業目的などの共有を図るための啓発用資料（チラシ）のデータを作成する。
- カ 対象セグメントにターゲティングし、関心を惹起するための取組を導入すること。
- キ 対象セグメントに期待する行動を促すためのナッジ、インセンティブに係る取組を導入すること。
- ク シティプロモーションの有識者等の意見を参考にすること。
- ケ 基本構想及び総合戦略等との整合性を確保した戦略を策定すること。
- コ 戦略に基づいた具体的な取り組みや事業（プロモーション活動の設定・地域資源の掘り起こし・プロモーションと連動する施策の抽出）とロードマップなどを提案し、戦略内に組み込むこと。

⑤ 東かがわ市広報戦略・情報発信ガイドラインの作成

シティプロモーションのみならず、東かがわ市職員が今後活用可能なガイドラインとして、情報発信媒体の整理や効果的かつ適切な活用方法、デジタルマーケティング等も踏まえた広報戦略などについて取りまとめ、戦略内もしくは別冊で組み込むこと。

（２）コンセプト・各種アートワークの制作

① 東かがわ市の魅力を視覚化し、効果的にその価値を発信できるコンセプトを制作する。

この制作にあたっては、以下の点に留意すること。

ア 制作物については以下のコンテンツを制作すること。

（ア）ブランドメッセージ

（イ）ボディコピー

（ウ）ロゴマーク

（エ）キャッチコピー

（オ）その他シティプロモーションにおいて、受託者が必要と考えるアートワーク

（カ）ロゴマーク等使用ガイドライン

イ 市民意識の喚起や愛着と誇りを高めるため、市民等が制作に参加できる形を取り入れ、複数の候補作品を制作すること。また、ブランドメッセージ・ロゴマーク等を広く訴求するため、効果的な制作・発表方法を本市と協議して検討し、実施すること。

ウ 候補作品は、商標登録調査を事前に行い、採用可能な状態で提出するものとし、東かがわ市と協議のうえ、採用作品を決定するものとする。また決定したロゴマーク等について、商標登録に係る申請、特許庁との協議、登録完了までの一連の手続きを行う（※

商標登録に係る費用については提案者が負担し、委託料に含むものとする)。

エ コンセプトを市民に広く周知し、市のイメージの共有を図るための方策を提案すること。

(3) 職員研修及びワークショップの実施

- ① 東かがわ市の職員の情報発信力を向上させるために、情報発信に関する研修120分程度を2回以上及びワークショップを実施するものとする。

(4) その他、目的達成のための独自提案事業の実施

上記(1)～(3)とあわせて、本事業の推進に効果的と考えられる事業を契約限度額の範囲内で独自に提案し、本市と協議のうえで実施する。

5 提出書類

受注者は本業務の実施にあたり次の書類を発注者に提出するものとする。

- ① 業務計画書(工程表)
- ② 戦略の策定方針案
- ③ 中間報告書
- ④ 業務着手届・完了届
- ⑤ その他、発注者が指示するもの

6 業務の実施体制

受託者は業務を円滑で効果的に実施するため、業務目的を十分に理解の上、本市のブランド価値を広く訴求するために効果的な表現の企画・制作等を担う「クリエイティブチーム」を配置すること。また、東かがわ市担当者と常に連携がとれる窓口を設置し、連絡を密にすること。

7 中間報告

受注者は、「4 業務内容」に掲げる業務が完了する度に、発注者に対して文書又は電子データにより中間報告を行わなければならない。

8 成果品の検査

受注者は、成果品の提出に先立ち、発注者の検査を受けなければならない。その結果、修正を指示された事項については、発注者と協議のうえ、速やかにこれを処理しなければならない。

9 成果品

本業務の納入成果品は以下のとおりとする。受注者は成果品について、それぞれ定められた期限までに提出すること。

- ① 東かがわ市シティプロモーション戦略等の策定

【納期限：令和8年3月27日(金)】

- ア 東かがわ市シティプロモーション戦略（印刷物 10 部）
- イ 東かがわ市シティプロモーション戦略概要版（印刷物 10 部）
- ウ 東かがわ市情報発信ガイドライン（印刷物 10 部）
- エ 東かがわ市シティプロモーション戦略啓発用チラシ（印刷物 100 部）

② コンセプト・各種アートワーク等の制作

【納期限：令和 8 年 3 月 27 日（金）】

ア 制作したコンセプト及び各種アートワーク等の採用作品決定までの記録文書等をプロモーション戦略とあわせて提出すること。

※ Adobe 社 illustrator 及び PNG データ等の背面透過処理が行われかつ市で加工できるものとする。

③ 電子式記録媒体資料（CD-ROM等）・その他成果品

【納期限：令和 8 年 3 月 27 日（金）】

上記、①～③及び本業務に係る調査・分析記録、議事録等、各種関係データを格納すること。またその他、受注者の提案事業についても成果品等を納入すること。）

10 納品場所

香川県東かがわ市湊 1847 番地 1

東かがわ市総務部戦略情報課 広報・情報発信グループ

11 留意事項・その他

- ① 原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- ② 本仕様に定める業務に係る実費経費は全て契約金額に含まれるものとする。
- ③ この仕様書は、発注者が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受注者の提案内容を制限するものではない。
- ④ 受注者は業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し発注者の承諾を得ること。
- ⑤ 受注者は業務の遂行に際し、技術論文等の文献その他の資料を引用した場合には、その出展を報告書に明記すること。
- ⑥ 本業務における成果品等の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）は東かがわ市に属するものとする。また業務履行にあたり、第三者の著作権等に抵触する可能性がある場合については、受注者の責任において処理するものとする。
- ⑦ 本仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合には、都度発注者と受注者で協議するものとする。